

第 5 章 都 市 計 画

第 1 節 都市計画の目的・役割

都市計画は、都市内の土地を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、自然環境を適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保することを目的としています。

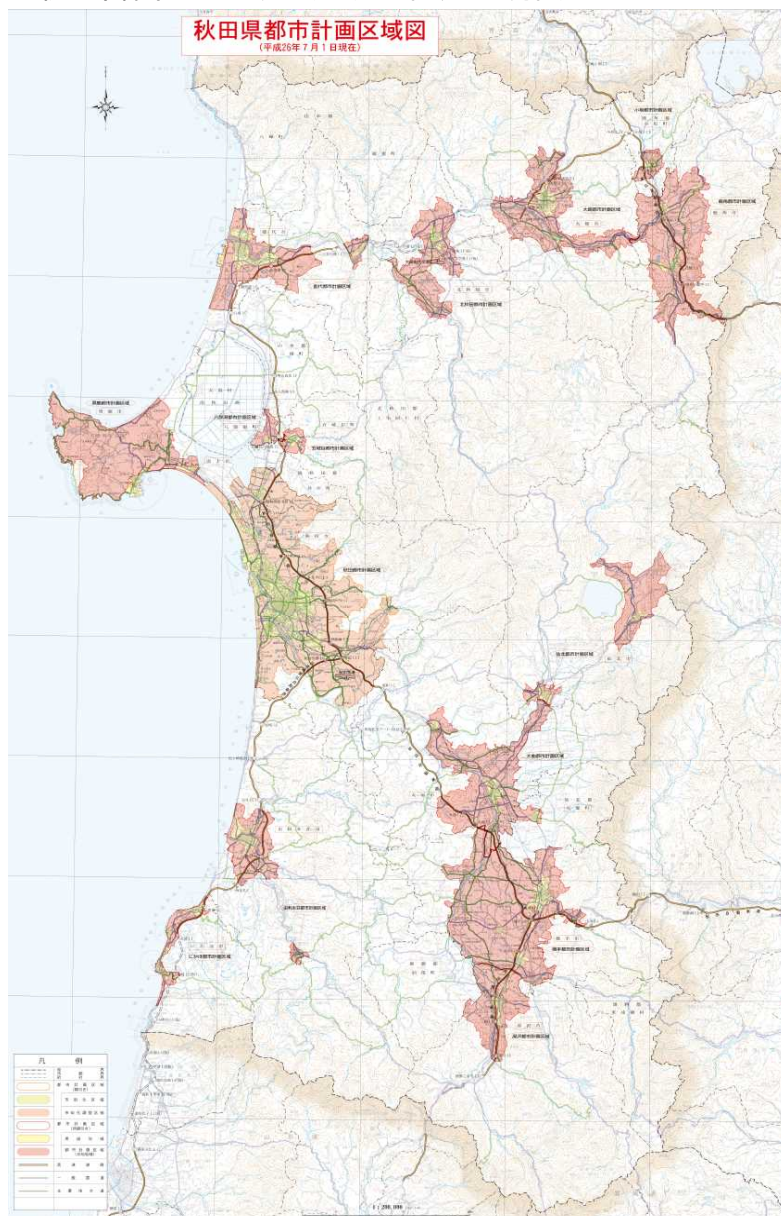
この目的は、農林漁業との健全な調和と、国土利用基本計画をはじめとする上位計画との適合の上に、達成されるものです。

第 2 節 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の境界に関係なく、一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。

本県の都市計画区域は、令和7年4月現在、13市4町で15の区域で指定されています。都市計画区域内人口は約70万人で県総人口の約79%、都市計画区域面積は193,518haで県土の約17%となっています。

◆秋田県都市計画区域図(平成26年7月1日現在)



◆都市計画区域指定状況

令和7年4月1日現在

都市計画 区 域 名	都市名	当初指定 年 月 日	最終指定 年 月 日	行政区域		人口集中地区(DID)		都市計画区域		区域率(%)
				面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
秋 田	秋 田 市	S 5 5 2	H 26 7 1	90,607	291,412	5,485	245,611	41,437	287,093	45.7
	潟 上 市	S 26 9 7	H 26 7 1	9,772	31,093			7,218	21,307	73.9
				100,379	322,505	5,485	245,611	48,655	308,400	48.5
鹿 角	鹿 角 市	S 9 7 21	S 47 12 14	70,752	26,787			19,000	26,313	26.9
大 館	大 館 市	S 9 12 14	H 25 8 6	91,322	64,824	798	24,063	12,628	55,497	13.8
北 秋 田	北 秋 田 市	S 24 11 8	H 22 7 23	115,276	27,584			8,854	19,868	7.7
能 代	能 代 市	S 15 9 26	H 24 8 14	42,695	46,828	537	17,269	11,059	41,195	25.9
男 鹿	男 鹿 市	S 15 5 13	S 56 11 24	24,109	23,146			19,160	18,795	79.5
由 利 本 荘	由 利 本 荘 市	S 9 12 14	H 24 12 7	120,959	69,800	422	16,115	6,894	39,246	5.7
に か ほ	に か ほ 市	S 11 5 30	H 22 7 23	24,113	21,953			2,353	16,183	9.8
大 曲	大 仙 市	S 13 3 8	H 29 2 20	86,679	73,242	470	16,795	16,956	47,346	19.6
	美 郷 町	S 44 5 20	H 23 9 16	16,832	17,312			815	4,222	4.8
				103,511	90,554	470	16,795	17,771	51,568	17.2
仙 北	仙 北 市	S 25 9 12	H 24 11 20	109,356	22,621			7,933	11,544	7.3
横 手	横 手 市	S 12 7 21	H 22 7 23	69,280	77,664	391	11,205	28,018	73,432	40.4
湯 沢	湯 沢 市	S 24 7 2	S 50 9 25	79,091	39,171	300	9,641	7,780	23,929	9.8
小 坂	小 坂 町	S 35 12 24	S 60 12 3	20,170	4,368			1,186	2,938	5.9
五 城 目	五 城 目 町	S 27 12 24	S 45 12 26	21,492	7,739			1,159	4,821	5.4
八 郎 潟	八 郎 潟 町	S 25 11 10	S 60 12 3	1,700	5,136			1,068	5,136	62.8
計(A)	都市計画区域を有する市町村(13市4町)			994,205	850,680	8,403	340,699	193,518	698,865	19.5
県計(B)	全25市町村(13市9町3村)			1,163,752	884,877	8,403	340,699	193,518	698,865	16.6
県対比(A/B)		単位(%)		85.4	96.1	100.0	100.0			
全県都市計画区域/全県行政区域		単位(%)						16.6	79.0	

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は令和2年国勢調査の確定値をベースにした住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(DID)は令和2年国勢調査による。

注3 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和7年1月1日現在)による。

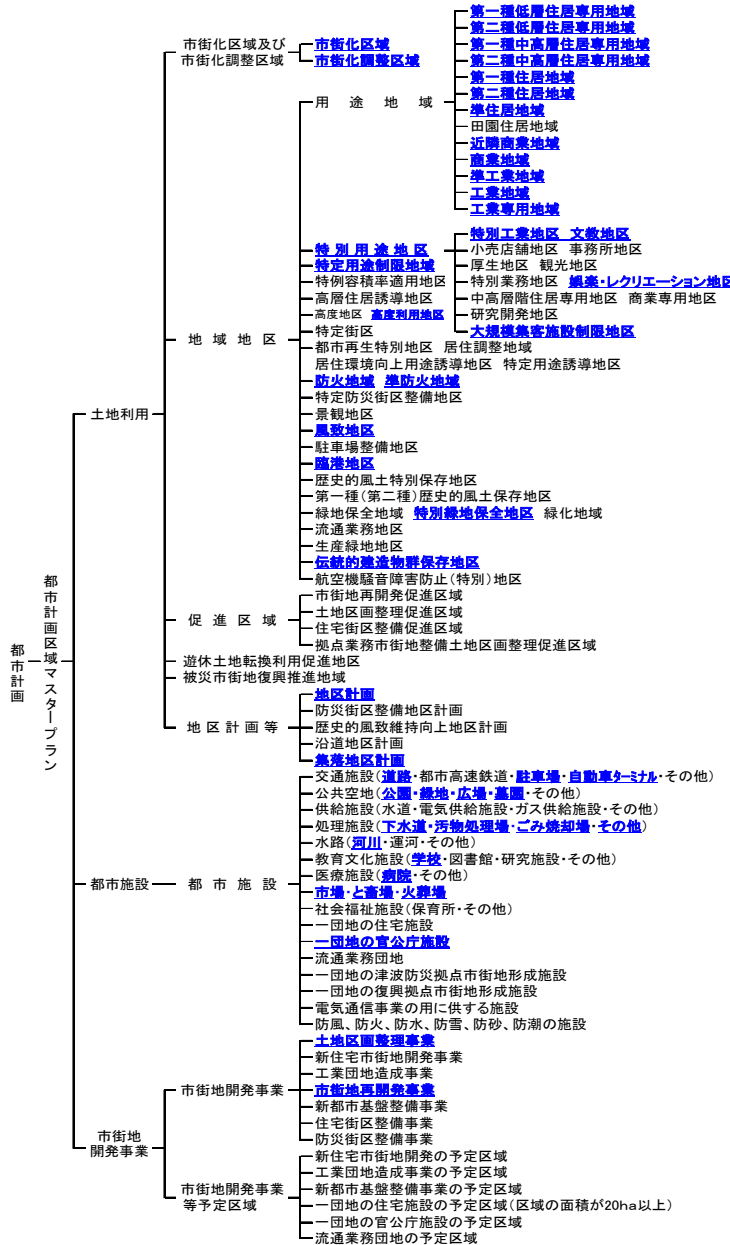
第3節 都市計画の内容

1 都市計画の体系

都市計画は、土地利用に関すること、都市施設に関すること、市街地開発に関することの3本の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化されています。また、これらは都市計画区域マスタープランに即して都市計画決定されます。

◆都市計画の内容

(注)青字が秋田県内において決定しているものです。



2 都市計画のマスタープラン

都市計画のマスタープランは、長期的な視点に立って、都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋をわかりやすい形でとりまとめたものです。

○都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

県が都市計画区域全体の広域的、根幹的事項について定めるものです。どのような方針でどのような都市を目指すのか、また、それを実現するためにどのように土地利用、都市施設整備、市街地開発を行うのかを示しています。

○市町村マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとにまちづくりの具体的な将来ビジョンを明らかにすることにより、具体の都市計画の指針となるよう定めています。

3 土地利用

(1) 市街化区域及び市街化調整区域(区域区分)

無秩序な市街化拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する制度です。これは、「線引き」と呼ばれる場合もあります。

「市街化区域」は、既に市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、「市街化調整区域」は市街化を抑制すべき区域です。

秋田県においては下表にあるとおり、秋田都市計画区域(秋田市、潟上市)でのみ定められており、昭和46年3月30日の当初決定以降、これまでに10回の見直しを行っております。

◆市街化区域及び市街化調整区域(令和6年9月27日、秋田県告示第438号)

都市計画区域名	決定・変更年月日	市町名	都市計画区域面積(ha)	市街化区域面積(ha)	市街化調整区域面積(ha)
秋 田	S46. 3.30 当初決定	秋田市	41,437	7,585	33,852
	S52. 3.29 第1回見直し				
	S58. 5. 7 第2回見直し				
	S59. 6. 2 随時見直し(御所野編入)				
	H 3. 9.24 第3回見直し				
	H10. 9.22 第4回見直し	潟上市	7,218	683	6,535
	H16. 4.30 随時見直し(飯島古道地区)				
	H18. 5.19 第5回見直し				
	H26. 7. 1 第6回見直し				
	H31. 2. 1 随時見直し(櫛山石塚谷地区)	計	48,655	8,268	40,387
	R6. 9. 27 第7回見直し				

(2) 地域地区

地域地区は良好な都市環境を確保すべく、主として建築物の利用目的及び形態に制限を加え、土地の合理的かつ適正な利用を図ろうとするものです。

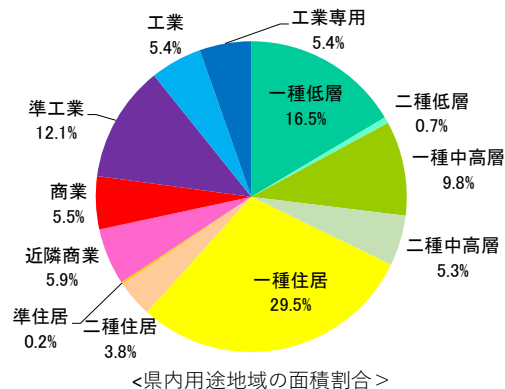
最も代表的なものに、「用途地域」があります。用途地域は、住居、商業、工業系の13に区分され、それを適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに、良好な都市環境を維持、改善することを目的として定めるものです。

現在、15の都市計画区域において用途地域が定められており、随時、適切な見直しが行われています。

◆用途地域の指定状況(令和7年3月31日現在)

都市計画区域名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園居住地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計
合計	3,387	135	2,027	1,081	6,069	780	49	0	1,212	1,135	2,492	1,108	1,106	20,581
構成比(%)	16.5%	0.7%	9.8%	5.3%	29.5%	3.8%	0.2%	0.0%	5.9%	5.5%	12.1%	5.4%	5.4%	100%

(注)構成比の合計は端数処理の関係で100%とならない場合があります。



4 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設です。このような施設のうちに、長期的視点から計画的な整備等が必要なものについて都市計画で定めています。

本県における都市計画道路は、令和7年3月末現在で404路線、延長約945kmが都市計画決定されています。また、公園、緑地等は537箇所(4,301ha)が都市計画決定されており、公共下水道は、排水区域約22,296ha、幹線管渠延長約5kmが都市計画決定されています。

5 市街地開発事業

市街地開発事業については、公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要があるとき、都市計画で定めています。

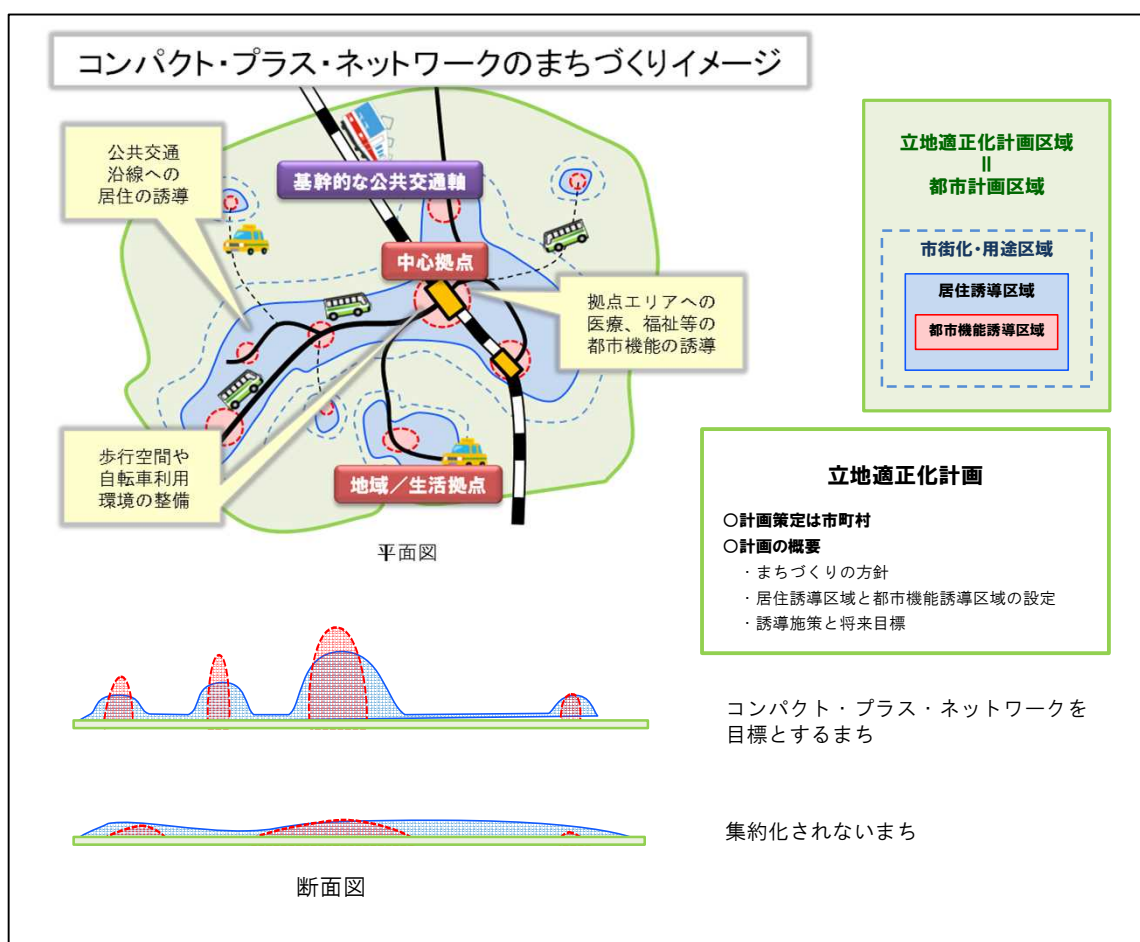
本県では、土地区画整理事業と市街地再開発事業が都市計画決定されており、土地区画整理事業は、令和7年3月末現在で69区域、約2,219haが、市街地再開発事業は中通一丁目地区第一種市街地再開発事業をはじめ5区域が都市計画決定されています。

6 コンパクトなまちづくりの推進

(1) 都市のコンパクト化の推進

人口減少や高齢社会に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、国土交通省では、平成26年8月に都市再生特別措置法を改正し、市町村が、居住や都市機能を各地域の生活拠点エリアに誘導を図る立地適正化計画制度を創設しています。

本県では、関係市町村と勉強会等を開催し、各都市の現状把握や今後の誘導方策等について、協働で取り組んでおり、令和7年4月現在、7市1町(秋田市、湯沢市、大仙市、横手市、大館市、能代市、由利本荘市、小坂町)が計画を作成・公表しています。



(2) まちづくりを担う人材の育成・発掘とリノベーションの推進

まちの再生や賑わいを創出するため、各都市において講習会やワークショップ等によるまちづくりを担う人材の育成・発掘をするとともに、公民連携による遊休不動産などのリノベーションを推進しています。

◆コンパクトなまちづくりに関する講習会



◆まちの賑わいづくりワークショップ



◆社会実験【公共空間(歩道)の活用】



◆公民連携の先進地調査(リモート)



(3) 賑わい創出リノベーションの実績例

県内各市で、飲食店や宿泊施設、複合施設といったリノベーションによる賑わい創出の実績が多数あります。

ヤマキウ南倉庫 【秋田市】

秋田市南通亀の町にある、2019年6月にオープンした「ヤマキウ南倉庫」は、リノベーション物件です。1階の中心には、「屋根付きの公園」をイメージして作られたホールがあります。

誰でも出入りできる場所になるようにと、民間がつくったスペースながらパブリックスペースとして外に開かれた空間になっています。

隣接した場所に、2015年9月にオープンした「ヤマキウビル」があります。1階には、直営店の「亀の町ストア」とクラフトビールの「BEER FLIGHT」があり、2階は貸しオフィス、3階は自社オフィスが入居しています。併せて2013年9月にオープンしたスペイン酒場カメバルとともに、エリアリノベーションとして地域の賑わいを創出しています。



マルヒコビルディング 【能代市】

能代市元町商店街にある空き店舗(旧丸彦商店)を、合同会社のしろ家守舎がリノベーションした複合施設「マルヒコビルディング」が2022年4月にグランドオープンしました。

2021年4月、2階にレンタルオフィスや個人・起業が会議用などに共用するコワーキングスペースが先行オープンしていました。この度、1階にカフェと子供の遊び場、地下1階にDIYスペースが完成しました。

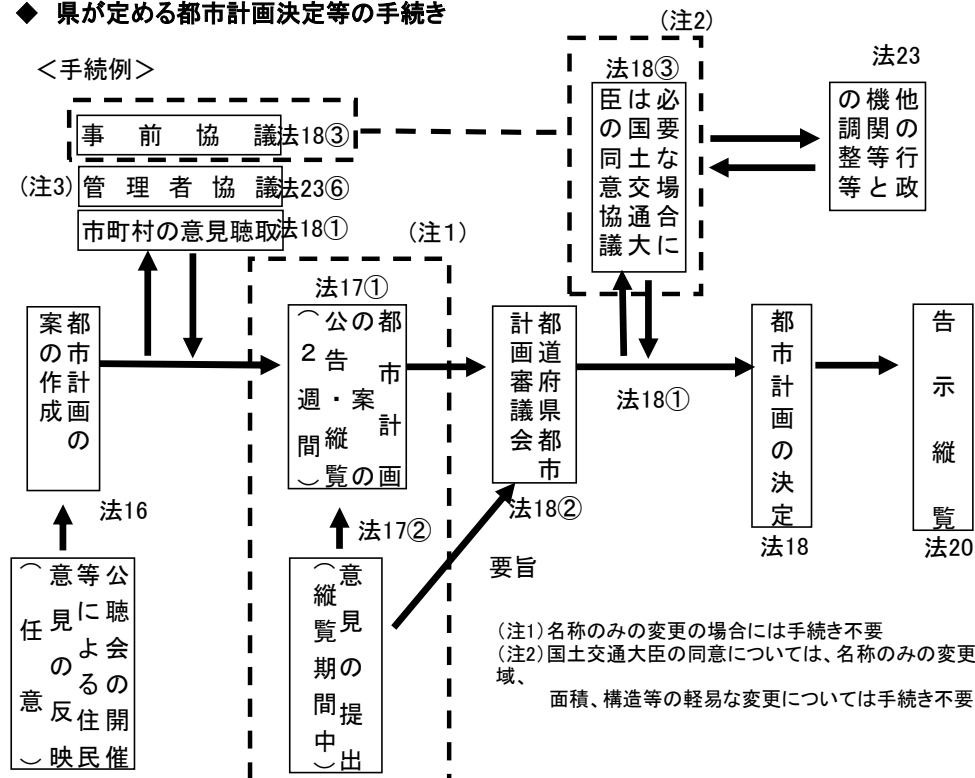


第 4 節 都市計画の決定状況と手続き

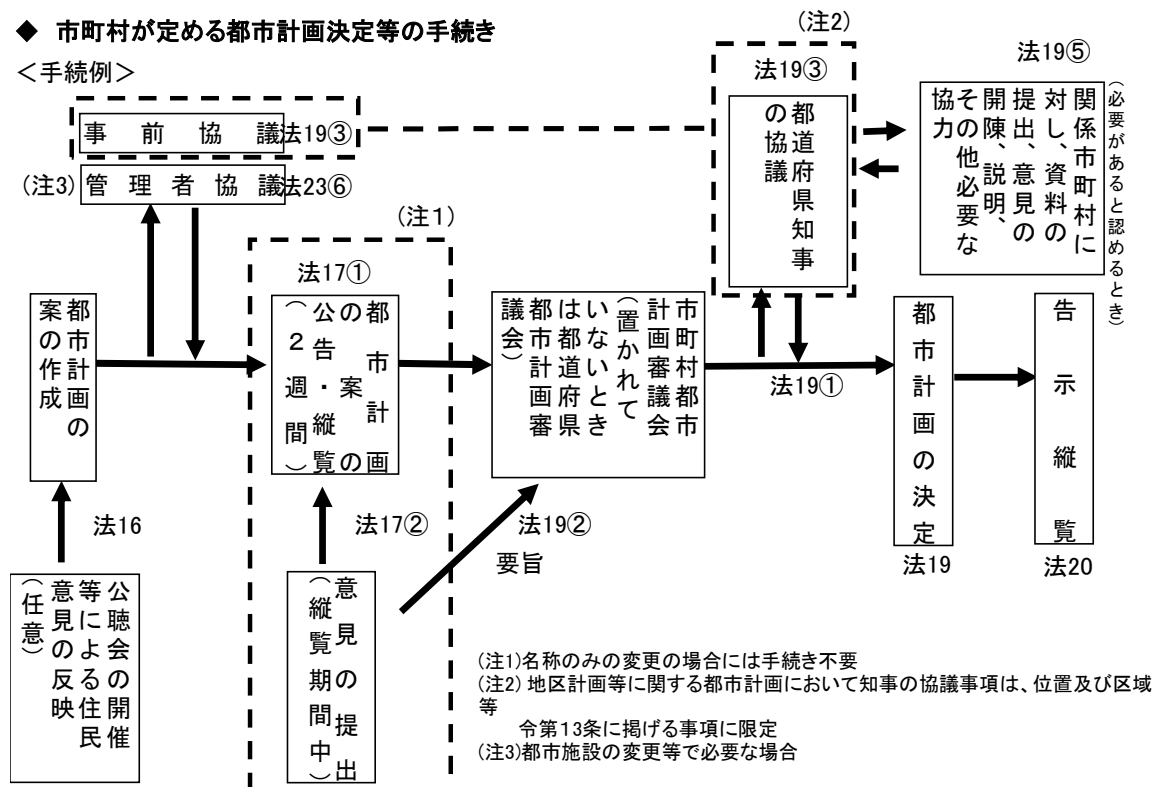
1 都市計画の手続き

都市計画の決定・変更は、都市計画の種類、規模に応じて、県や市町村が決定します。
都市計画を決定する手続きは、決定権者によって、次のようになります。

◆ 県が定める都市計画決定等の手続き



◆ 市町村が定める都市計画決定等の手続き



2 都市計画の決定状況

本県での過去5年間の都市計画決定・変更件数は下表のとおりです。

◆県内の都市計画決定・変更件数(令和7年3月31日現在)

	R2	R3	R4	R5	R6
県	1	1	3	1	3
市町村	12	8	11	11	12
合計	13	9	14	12	15

(件)

第5節 景観

1 「秋田県の景観を守る条例」による規制内容

(1)施行年月日:平成5年4月1日

(2)目的:本県の豊かな自然に恵まれた景観を守り、心の和む県土を後世に引き継ぎます。

(3)届出:次の行為を行う場合は県に届出が必要です。

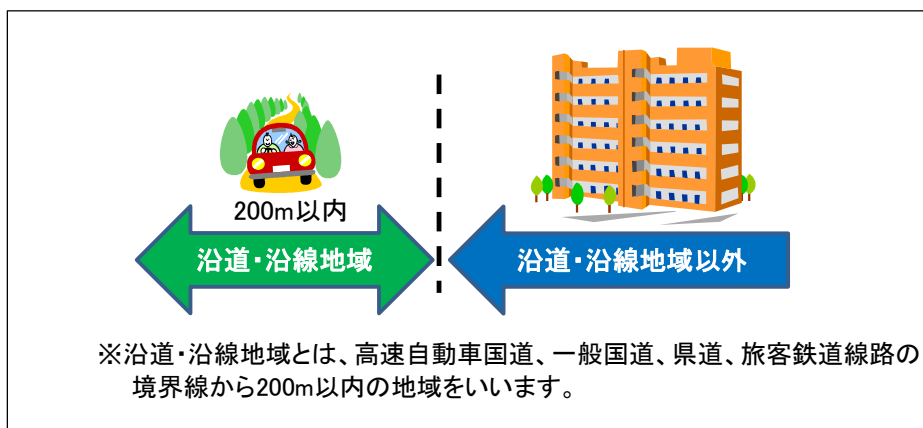
①沿道・沿線地域内の各種行為

◆届出行為

行為の種類	規模
建築物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。ただし、100㎡以下の増改築を除く)
工作物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更	
さく、塀、擁壁等	高さ3mを超えるもの
煙突、記念碑等(屋外広告物を除く)、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを超えるもの
電波塔等(屋外広告物を除く)、柱類(屋外広告物を除く)	高さ30mを超えるもの
屋外における物品の集積又は貯蔵	
用途を廃止された物品	
新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの
既存(500㎡以下)に追加	追加後の規模:同上
既存(500㎡を超える)に追加	追加する部分の規模:高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの
一般資材等の物品	
新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの
既存(1,000㎡以下)に追加	追加後の規模:同上
既存(1,000㎡を超える)に追加	追加する部分の規模:高さ1m又は水平投影面積100㎡を超えるもの
土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更	面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの

- ②沿道・沿線地域以外での土石等の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更
規模：法・擁壁高10m、スキー場のゲレンデの面積10haを越えるもの

◆沿道・沿線地域



- (4)届出行為景観保全基準：景観保全を図るために配慮する事項を定めています。

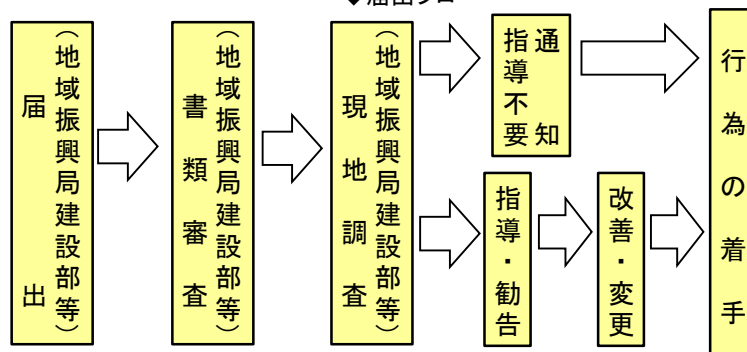
◆景観保全を図るために配慮する事項

	位 置	素材・材料	色 彩	方 法	擁壁の外観	遮蔽又は敷地の緑化	事後措置
建築物	●	●	●			●	
工作物	●	●	●			●	
物品の集積又は貯蔵	●			●		●	
土石等の採取				●		●	●
土地の区画形質の変更					●	●	

- (5)届出の流れ

届出が必要な場合は、行為に着手する日の30日前までに、所定の用紙に図面等の必要書類を添付のうえ、行為地を所管する地域振興局建設部用地課等へ1部提出してください(権限移譲により市町村へ提出する場合があります)。

◆届出フロー



- (6)届出の適用除外

◆届出を要しない行為など

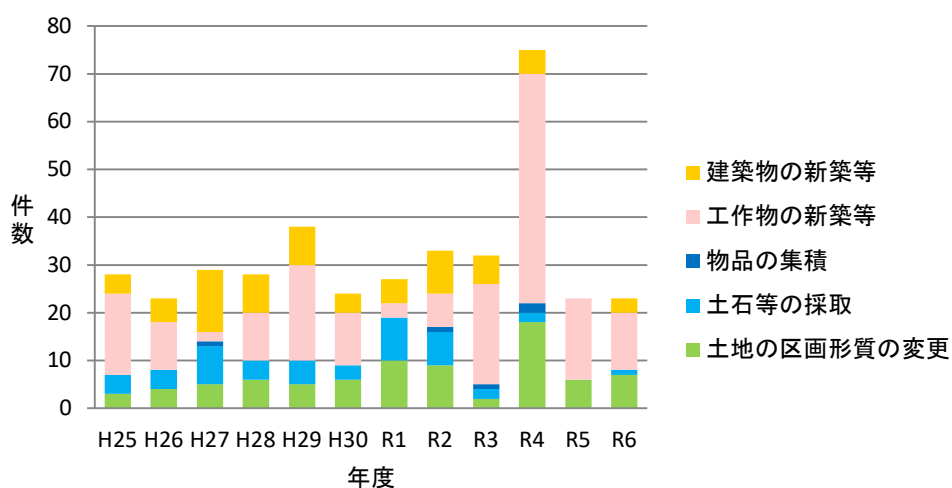
行為	非常災害のための応急措置、建築物等の改築で外観の変更を伴わないものなど
区域	国・県立自然公園、用途地域など
団体	国・県・市町村など
事業	都市計画事業、土地区画整理事業

(7)届出の実績

◆過去の届出状況の推移について

(件)

行 為 の 種 類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
建 築 物 の 新 築 等	4	5	13	8	8	4	5	9	6	5	0	3
工 作 物 の 新 築 等	17	10	2	10	20	11	3	7	21	48	17	12
物 品 の 集 積	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0
土 石 等 の 採 取	4	4	8	4	5	3	9	7	2	2	0	1
土地の区画形質の変更	3	4	5	6	5	6	10	9	2	18	6	7
合 計	28	23	29	28	38	24	27	33	32	75	23	23



2 景観形成施策

景観に対する県民の意識を高めるとともに、景観形成の仕組みづくりを行い、景観制度(法律・事業)の周知を図ります。

- ・景観行政セミナー
国担当者による景観法制度説明及び先進地自治体による事例紹介。
- ・秋田え〜どご100(景観百選)
県内の良好な景観百選を公募により決定。

◆秋田え〜どご100



第 6 節 許可・規制

1 開発許可

(1) 開発許可制度

開発許可制度は、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」制度を担保する制度であり、開発行為に際して、許可を必要とさせることによって、宅地について一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域にあつては、一定の要件(立地基準)に適合するものを除き、原則として開発行為を許可しないこととして、「線引き」制度の目的を達成させるための制度です。

また、線引き都市計画区域以外についても、適切な市街地形成を図る必要があることから、一定の規模以上の開発行為について許可が必要とされています。

(2) 許可権者

- ①町村 → 秋田県知事
- ②秋田市 → 秋田市長(中核市の長)
- ③権限移譲市 → 権限移譲市の長
- ※権限移譲市:秋田市を除く全ての市

(3) 許可対象の範囲

◆許可が必要となる開発行為の規模

都市計画区域内			都市計画区域外
市街化区域	市街化調整区域	非線引き都市計画区域	
1,000㎡以上	すべての開発行為	3,000㎡以上※	1ha以上

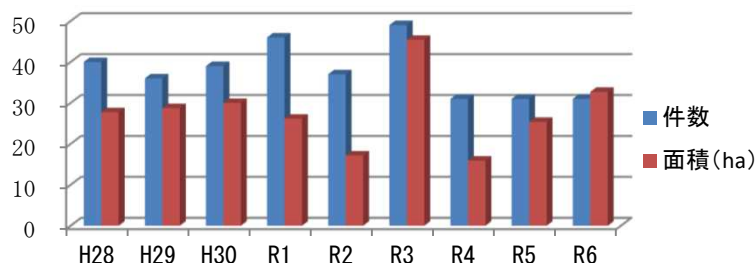
※県が許可権限を有する区域の場合

(4) 市街化調整区域内で可能な主な開発行為

許可不要	農林漁業関係	①農林水産物の生産又は集荷の用に供する建築物(集荷施設等) ②農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供するもの 他
	公益上必要なもの	①駅舎等鉄道施設 他 ②その他政令で定めるもの(電気通信回線設備等)
	その他	非常災害のため必要な応急措置 他
許可必要	限定的許可行為	①日用物品の販売、加工、修理等の店舗、公共公益施設等の建築物 ②鉱物資源、観光資源活用上の建築物等 他 (開発審査会の議を経て許可可能となるもの)
	特例的許可行為	農家の分家住宅 他

(5) 許可件数の推移

	件数	面積(ha)
H28	40	27.8
H29	36	28.7
H30	39	30.0
R1	46	26.1
R2	37	17.1
R3	49	45.4
R4	31	15.9
R5	31	25.4
R6	31	32.7



2 屋外広告物規制

(1) 目的

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とします。(屋外広告物法第1条)

(2) 許可権者

①県内の市町村(秋田市及び横手市を除く) → 秋田県知事

②秋田市 → 秋田市長(中核市の長)

③横手市 → 横手市長(景観行政団体の長)

※市町村への権限移譲については、県条例改正により、景観行政団体である市町村に限り、権限移譲することができることとしました。

現在、景観行政団体である市町村は、横手市・仙北市・小坂町・大湯村・北秋田市・にかほ市・鹿角市となっていますが、現時点では横手市にのみ移譲しています。

(3) 規制の概要

◆禁止地域(屋外広告物条例第3条第1項)

- ①住宅地、景観の優れた地域、緑地(都市計画法、景観法、都市緑地法)
- ②文化財、史跡のある地域(文化財保護法、秋田県文化財保護条例)
- ③原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)
自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(秋田県自然環境保全条例)
- ④官公署、学校、図書館、病院、公衆便所などの公共施設及びその敷地
- ⑤道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間 他

◆禁止物件(屋外広告物条例第3条第2項、第3項、第4項)

- ①橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
- ②石垣、擁壁の類
- ③街路樹、路傍樹、保存樹
- ④信号機、道路標識、道路元標、里程標、道路上のさく、駒止め
- ⑤電柱、街路柱その他電柱の類で知事が指定するもの 他

◆広告物表示面積の規制

広告物種別	許可できる表示面積	面積以外の規制
貼紙・貼札	表示面積1㎡以内	同一場所に同一種類のものは禁止
立看板	表示面積4㎡以内(高さ3m以内)	倒壊防止措置を義務付け
旗	長さ10m以内、幅1m以内	
野立広告塔	表示面積1面につき30㎡以内 (高さ15m以内)	市街地に設置するもの、自家用広告、道標・案内図板を除き、他の野立広告塔及び野立広告板から100m以内は設置禁止
野立広告板	表示面積30㎡以内(高さ10m以内) 市街地は表示面積40㎡以内 (高さ15m以内)	信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止
屋上広告塔	(不燃構造)建築物の高さの3分の2以下 (木造)建築物は表示面積1面につき20㎡以内	信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止 危険防止の措置を義務付け
突出広告板	歩道上の突出幅1.5m以内 歩車道分離なしは1m以内	突出広告板の最下端の高さは路面から2.5m以上、歩車道分離なしは4.5m以上 信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止
アーチ	表示面積30㎡以内(高さ10m以内)	横断する部分の最下端の高さを、歩道を横断する場合2.5m以上、歩車道の区別のない道路の場合4.5m以上 信号機から設置場所まで10m未満、電光表示広告物にあつては5m未満で設置禁止

(4) 屋外広告業の登録

平成17年7月1日から従来の屋外広告業の届出制度に替わり登録制度が開始されました。秋田県内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければなりません。(秋田市の区域にあっては、秋田市長)

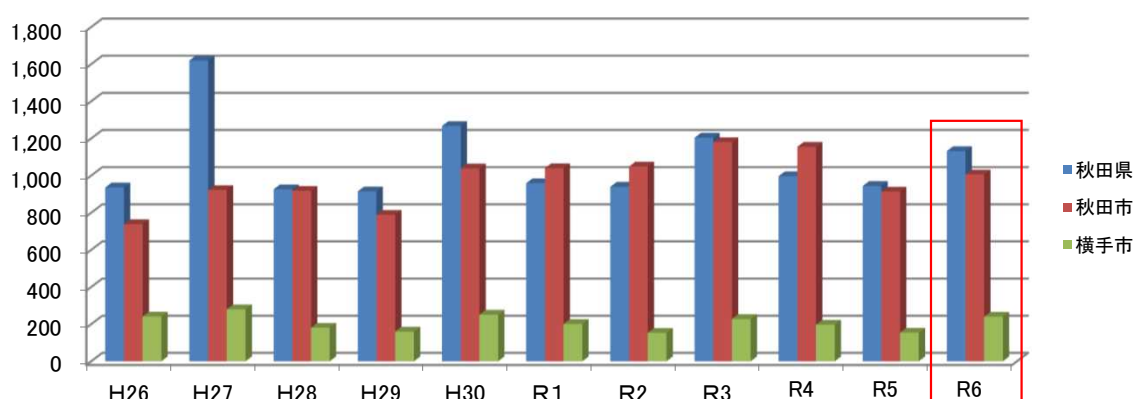
登録の有効期限は新規、更新ともに5年間で、令和7年4月1日時点の登録業者数は、秋田県登録310社、秋田市登録298社となっています。

(5) 許可件数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田県	936	1,620	926	915	1,267	959	940	1,204	997	944	1,132
秋田市	738	922	918	789	1,038	1,040	1,049	1,180	1,155	914	1,006
横手市	241	280	181	160	251	201	153	228	197	154	240
全県計	1,915	2,822	2,025	1,864	2,556	2,200	2,142	2,612	2,349	2,012	2,378

※中核市である秋田市は、独自の屋外広告物条例を定め許可を行っている。

※景観行政団体となった横手市は、平成25年4月1日から独自の屋外広告物条例を定め許可を行っている。



※平成9年度から、広告塔及び広告板の許可期間を1年から3年に延長したことにより、年度ごとの件数にバラツキがある。

3 盛土規制

(1) 概要

- ・静岡県熱海市で盛土が崩落し、土石流により甚大な被害が発生しました(令和3年7月)。
- ・危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が令和5年5月26日に施行されました。

(2) 内容

①規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

②安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

③盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等が盛土等を安全に保つ責務があります。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



(3) 規制区域の候補区域（令和7年3月末時点）



※秋田市（中核市）の区域は秋田市が規制を行います

(4) 許可申請から工事完了までの流れ

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

② 許可申請・許可

●許可基準への適合

許可基準

- ▶災害防止のための安全基準に適合すること
- ▶工事主が必要な資力・信用を有すること
- ▶工事施行者が必要な能力を有すること
- ▶土地の所有者等全員の同意を得ていること

●都道府県知事等の許可

都道府県知事等は、工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表

③ 工事着手

●現場での標識掲出

●定期報告※

工事の施行状況について、3ヶ月ごとに報告

●中間検査※

工事完了後に確認困難となる工程について検査

※一定規模を超える盛土等が対象です。

④ 工事完了

●完了検査

安全基準への適合について現地検査

(5) 規制対象行為

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

(6) 許可及び届出を要しない工事

公共施設用地

道路、公園、河川等の公共施設用地内(※)で行われる盛土等

※砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に規定する防衛施設

※国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地、緑地、広場、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

災害の発生のおそれがないと認められる工事等

鉱山保安法：鉱物の採取、鉱業法：鉱物の採取、採石法：岩石の採取、砂利採取法：砂利の採取、土地改良法：土地改良事業、廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等、

土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出または処理等

森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 等

第 7 節 都市基盤整備

1 街路（都市計画道路）事業

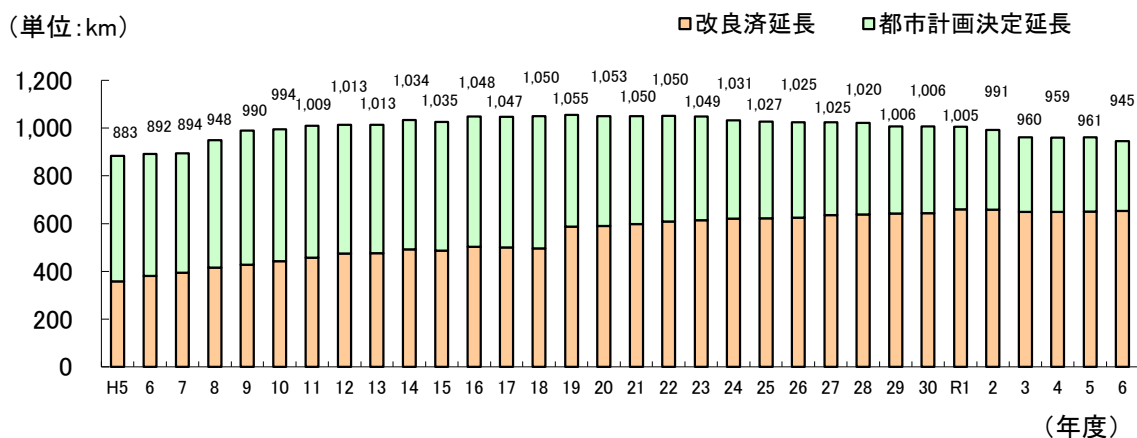
（1）街路（都市計画道路）事業の概要

街路は、都市における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、都市の骨格となって健全な市街地の形成に寄与する都市内道路です。

また、災害時における避難路や火災を遮断する空間として都市防災上の役割を果たし、上下水道・電力・通信・ガス等のライフラインの収容を図るなど多面的な機能を持ち、安全・快適な都市生活の実現には欠かせない施設です。

秋田県の都市計画道路（道路事業含）の整備率は、令和7年3月31日現在で69.1%となっています。（全国整備率：約67.7%）

◆都市計画道路整備状況の推移



◆街路（都市計画道路）の整備方針

●整備方針 1 持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します

- 変革する時代に対応した地域社会の構築を目指し、持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します。
- 市街地の拡散と「まちなか」の空洞化を抑制するとともに、まちの再生やにぎわいを創出します。



街路の整備により、都市内交通の円滑化・街路空間の創出による誰もが使いやすい持続可能でコンパクトなまちづくりを目指します。



【進捗状況】
新屋土崎線（秋田市）



【進捗状況】
八幡根岸線（横手市）

●整備方針2 安全・安心を支える生活道路の整備

高齢者や子どもなど、様々な世代の県民が安全・安心に日常生活を送るためには、生活道路の安全性と利便性の向上が不可欠であることから、年間を通じた良好な道路環境の確保を図ります。



通学路における歩道空間の整備、無電柱化による道路環境の改善等、地域生活に直結する街路空間の整備を目指します。



【歩道がなく、一方通行及び電柱が乱立しており
街路空間の改善必要】



【歩道設置、道路拡幅による両側交互通行及び無電柱化
による安全安心な街路空間を確保】

千秋久保田町線（秋田市）

●その他の整備方針

- ・ 中心市街地へのアクセス性を改善し、中心市街地の活性化を支援する。
- ・ 都市間の人や物流の流れを円滑にするため、駅やICへのアクセス道路整備を推進する。
- ・ 交通結節点としての機能を持つ駅前広場などの整備により、にぎわいを創出する。
- ・ 都市内の主要渋滞箇所を解消することで交通の円滑化を推進する。



【 交通結節点の機能を強化 】

東西自由通路線(由利本荘市)



【 主要渋滞箇所における交通の円滑化 】

明田外旭川線(秋田市)

◆ 令和7年度 県施行 都市計画道路事業箇所一覧

市町村名	箇所名		都市計画道路名	延長 (m)	着手 年度	備 考
	起 点	終 点				
秋田市	川元小川町	山王五丁目	新屋土崎線	1,125	H27	(主)秋田天王線
	手形山崎町	手形山崎町	明田外旭川線	166	R4	(主)秋田八郎潟線
横手市	本町	根岸町	八幡根岸線	309	H29	(一)御所野安田線

◆ 令和7年度 市町村施行 都市計画道路事業箇所一覧

市町村名	箇所名		都市計画道路名	延長 (m)	着手 年度	備 考
	起 点	終 点				
秋田市	泉字菅野一丁目	外旭川字木崎	泉外旭川線	600	H20	
	大町五丁目	大町五丁目	川尻広面線	114	R4	

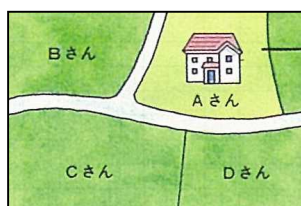
◆ 令和6年度 街路供用状況写真



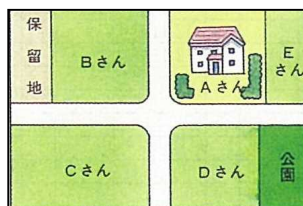
停車場栄町線(裏尾崎町)
(由利本荘市)

2 土地区画整理事業

土地区画整理事業とは、あらかじめ計画決定した区域の中で、土地所有者から土地面積や位置に応じて、土地を少しずつ提供(減歩)してもらい、全体から集めた土地を道路・公園などの公共施設用地として整備し、残りの土地の利用価値を高める面的な整備方法です。



[実施前]



[実施後]

■区画を整理することにより…

- ・道路が広くなり、安全性向上
- ・土地の形が整理され、利便性向上
- ・これまで無かった公園等が整備
- ・土地の利便性向上により、土地評価額UP!

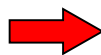
◆秋田県内土地区画整理事業 施行者別一覧 (ha)

	公共団体施行	組合施行	個人・共同施行	合計
認可数	70	34	83	187
面積	1563.7	486.4	830.3	2880.4

◆土地区画整理事業 施行地区一覧 (R7.4現在)

秋田市(秋田駅西北地区) 5.8ha 秋田市(秋田駅東第三地区) 45.5ha

◆区画整理を実施した例 [大館市御成町南地区]



3 都市構造再編集集中支援事業

都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち「立地適正化計画」に基づく事業に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る事を目的とする事業。

都市再生整備計画の作成



◆都市構造再編集集中支援事業 施行地区一覧 (R7.4現在)

横手市(横手駅周辺地区)
湯沢市(湯沢駅周辺地区)

◆都市再生整備計画に基づき整備した施設



大仙市[大綱交流館]



大館市[合築駅舎・地域交流センター]

第8節 都市公園

1 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供及び災害時の避難場所確保などを目的として、都市公園法に基づいて設置される公園又は緑地です。

秋田県における都市公園はこれまで13市4町で整備を進めてきており、令和5年度末までに627箇所、面積1,711.39haの公園及び緑地が開設され、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は24.1㎡となっています。令和7年度も地域住民の多様なニーズへの対応と、やすらぎとおいのあるオープンスペース確保のため、引き続き都市公園の整備を促進します。

また、都市計画区域が指定されていない町村で設置される特定地区公園(カントリーパーク)については、令和5年度末までに12市町村において20箇所、210haの公園が開設されています。

公園、緑地の都市計画決定状況

令和7年3月31日現在

公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	408	101.38
近隣公園	35	74.14
地区公園	25	163.11
総合公園	25	1,008.49
運動公園	7	216.82
風致公園	3	234.90
歴史公園	2	39.70
緑地	17	1,314.69
墓園	11	193.64
広場	1	0.08
広域公園	3	954.50
合計	537	4,301.45

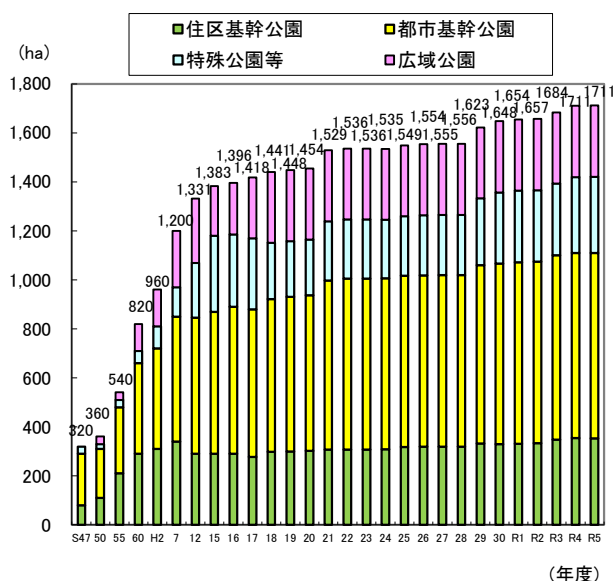
都市公園の開設状況

令和6年3月31日現在

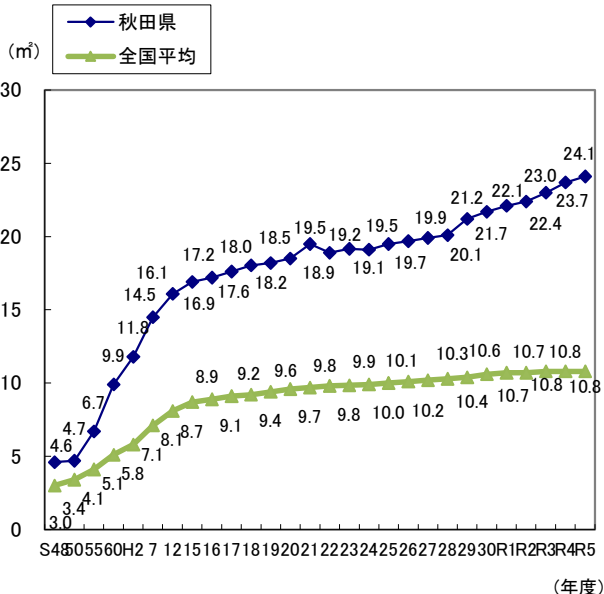
公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	440	110.70
近隣公園	35	72.95
地区公園	37	169.11
総合公園	27	635.24
運動公園	8	121.51
風致公園	2	9.43
歴史公園	2	2.84
緑地	43	198.44
墓園	11	71.01
広場	17	28.32
緑道	1	1.02
都市林	1	0.32
広域公園	3	290.50
合計	627	1,711.39

※都市施設以外の都市公園を含む

◆公園別面積推移



◆1人当たり公園面積



2 県立都市公園

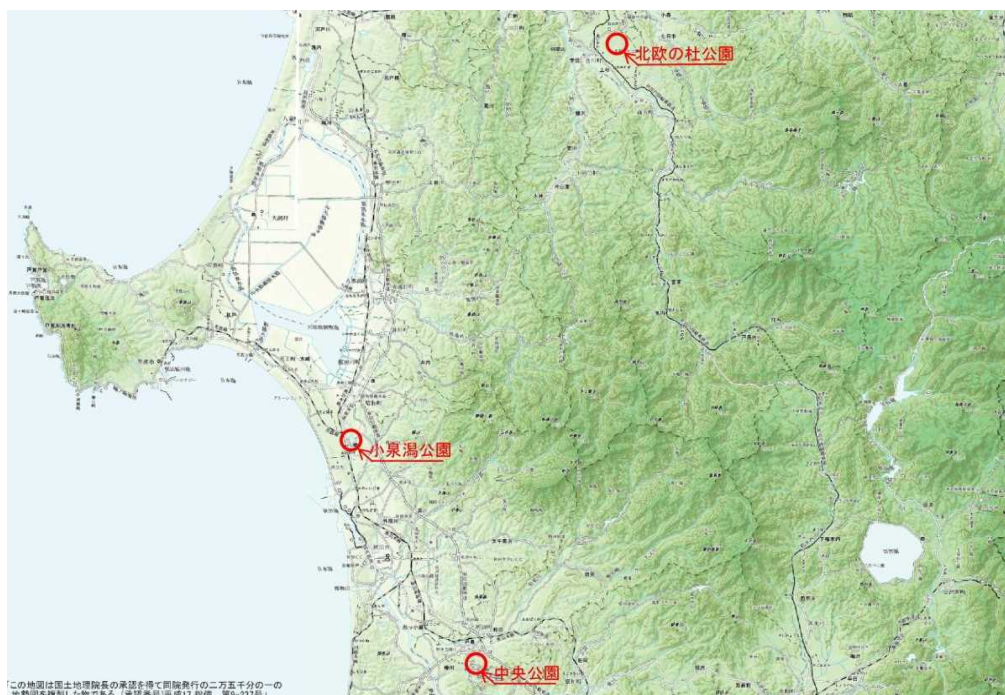
県が整備している都市公園は、3カ所あります。

県立都市公園の施設概要

令和7年4月1日現在

公園名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	主な施設内容
小泉湯公園	170.0	63.7	日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水広場、グリーンスロープ、健康広場、テニスコート、管理事務所
中央公園	583.8	133.2	桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、球技場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場、サイクルスポーツコース、テニスコート、投てき場、アーチェリー場、補助陸上競技場、運動広場、野球広場、マウンテンバイク場、パークゴルフ場
北欧の杜公園	200.7	93.6	芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察者舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)、オートキャンプ場、わんぱく広場、犬の冒険広場、なべっこ広場、パークゴルフ場、テニスコート

【秋田県立都市公園の位置図】



(1) 小泉湯公園

秋田市の北部、金足地内に位置し、男湯と女湯を中心に、広大な自然を利用しながら整備されており、散策やレクリエーションの場として県民に親しまれている公園です。

公園の管理の拠点となるパークセンター、日本庭園「水心苑」、菖蒲園、多目的広場、テニスコート、サイクリングロード等を整備しております。



【水心苑】

(2) 中央公園

秋田市中心部から南東約15kmの雄和椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に活用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーション需要に対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。

スポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、屋根付きグラウンド等)、芝生広場、フィールドアスレチック、マウンテンバイク場、パークゴルフ場、ファミリーキャンプ場等を整備しています。

あきたスカイドームについては、令和元年度から令和3年度にかけて、経年劣化により強度低下が見られる膜屋根の更新事業を実施し、広域防災拠点としての機能の維持を図りました。また、県営陸上競技場については、日本陸連の第1種公認更新にあわせ、国際陸連のクラスⅡ認証を取得しています。



【スポーツゾーン】



【あきたスカイドーム】

(3) 北欧の杜公園

秋田市と十和田湖のほぼ中間にある北秋田市大野台地内に位置し、北欧の牧歌的雰囲気을いかして県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備されました。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンター、オートキャンプ場、わんぱく広場、なべっこ広場、テニスコート、パークゴルフ場等を整備しています。



【全景】

3 市町村都市公園

市町村が実施する国庫補助事業を支援します。

(1) 都市公園の長寿命化対策

老朽化が進む公園施設の長寿命化対策について、個別施設計画に基づき施設の改築・更新を行い、県民が満足して利用できる都市公園の整備を推進します。

(2) 都市公園のバリアフリー化

誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、都市公園のバリアフリー化を推進します。



【秋田市千秋公園】

(3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、楢山・牛島地区及び秋田駅周辺地区(秋田市)を整備します。